

議案第158号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての市長の専決処  
分の承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について  
特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると  
認め、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、  
承認を求める。

平成21年11月25日提出

川崎市長 阿部 孝夫

## 専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について次のとおり専決処分する。

平成21年10月22日

川崎市長 阿 部 孝 夫

### 川崎市手数料条例の一部を改正する条例

川崎市手数料条例（昭和25年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中第250号を第251号とし、第227号から第249号までを1号ずつ繰り下げ、同条第226号ア中「第224号ア(ア)及び(イ)」を「第225号ア(ア)及び(イ)」に改め、同号イ中「第167号」を「第168号」に改め、同号を同条第227号とし、同条第225号中「第227号」を「第228号」に改め、同号ア中「第223号ア(ア)から(カ)まで」を「第224号ア(ア)から(カ)まで」に改め、同号イ中「第223号イ(ア)から(カ)まで」を「第224号イ(ア)から(カ)まで」に改め、同号を同条第226号とし、同条第224号ア(ア)中「第167号」を「第168号」に、「第172号」を「第173号」に改め、同号イ中「第167号」を「第168号」に、「第172号」を「第173号」に、「第226号イ」を「第227号イ」に改め、同号を同条第225号とし、同条第223号ア中「第225号ア」を「第226号ア」に改め、同号を同条第224号とし、同条中第222号を第223号とし、第175号から第221

号までを1号ずつ繰り下げ、同条第174号中「第167号」を「第168号」に、「第168号」を「第169号」に、「第172号」を「第173号」に改め、同号を同条第175号とし、同条中第173号を第174号とし、第116号から第172号までを1号ずつ繰り下げ、同条第115号中「第80号から第113号まで」を「第81号から第114号まで」に改め、同号を同条第116号とし、同条第114号中「第80号」を「第81号」に改め、同号を同条第115号とし、同条中第113号を第114号とし、第66号から第112号までを1号ずつ繰り下げ、第65号の次に次の1号を加える。

- (66) 土壌汚染対策法の一部を改正する法律（平成21年法律第23号）附則第2条第1項の規定により同法による改正後の土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第2項の規定の例によることとされる同条第1項の規定に基づく汚染土壌処理業の許可の申請に対する審査

1件につき 240,000円

第5条中「第2条第248号」を「第2条第249号」に改める。

第8条ただし書中「第2条第168号、第224号ア、第226号ア及び第229号」を「第2条第169号、第225号ア、第227号ア及び第230号」に改める。

附 則

この条例は、平成21年10月23日から施行する。

## 理 由

土壤汚染対策法の一部を改正する法律が平成21年4月24日に、土壤汚染対策法施行令及び宅地建物取引業法施行令の一部を改正する政令が同年10月15日に、汚染土壤処理業の許可の申請の申請の手続等に関する省令が同月22日に公布され、汚染土壤処理業の許可に係る準備行為の規定について同月23日から施行されることとなり、早急に川崎市手数料条例の一部を改正する条例を制定する必要が生じたため